

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

(平成19年法律第73号)

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)